契約主要事項説明書

該当事項は■

	該当事項は■
件 名	授業用大型ディスプレイ(液晶テレビ)の購入
質問番号	教総務業2-9
契約担当	教育総務課
業務担当	教育総務課
契約期間	契約日から 令和3年1月31日 までとします。
契約保証金	□ (1) 生駒市契約規則の規定により免除とします。 ■ (2) 生駒市契約規則の規定により過去2ヶ年間に本市又は他の官公庁と同種同規模の業務の契約履行実績の提示がある場合、又はその他契約保証金免除措置に該当した場合においては、契約保証金を免除としますが、その他の業者の方は、契約金額の10%の契約保証金の納付又はそれに代わる担保の提供を求めます。 □ (3) 生駒市契約規則の規定により次の①・②に掲げる契約保証のうち、いずれか一つを選択することとします。 ① 契約保証金を現金で納めること。 ② 履行保証保険契約による契約保証を付すこと。
前払い金	■ 無 □ 有 (年度の予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
部分払い金	■ 無 □ 有 (年度の予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
契約書の 金文字製本	■ 不要□ 要 落札者の負担にて 部作成願います。
質問回答	提出方法(提出課:業務担当課 必ず上記の質問番号を記載してください) ※直接持参や指定する方法以外による提出は認めません。
※質問書はFAX の場合、所定の 書式を送信してく	
ださい。 電子メールの場	提出日 令和2年11月12日(木) 15:00 まで
合は、添付ファイルに記入の上、送信してください。	回答方法 生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供します。 ※生駒市HP(http://www.city.ikoma.lg.jp/)からも閲覧できます。 回答日 令和2年11月16日(月) 15:00 から
その他	